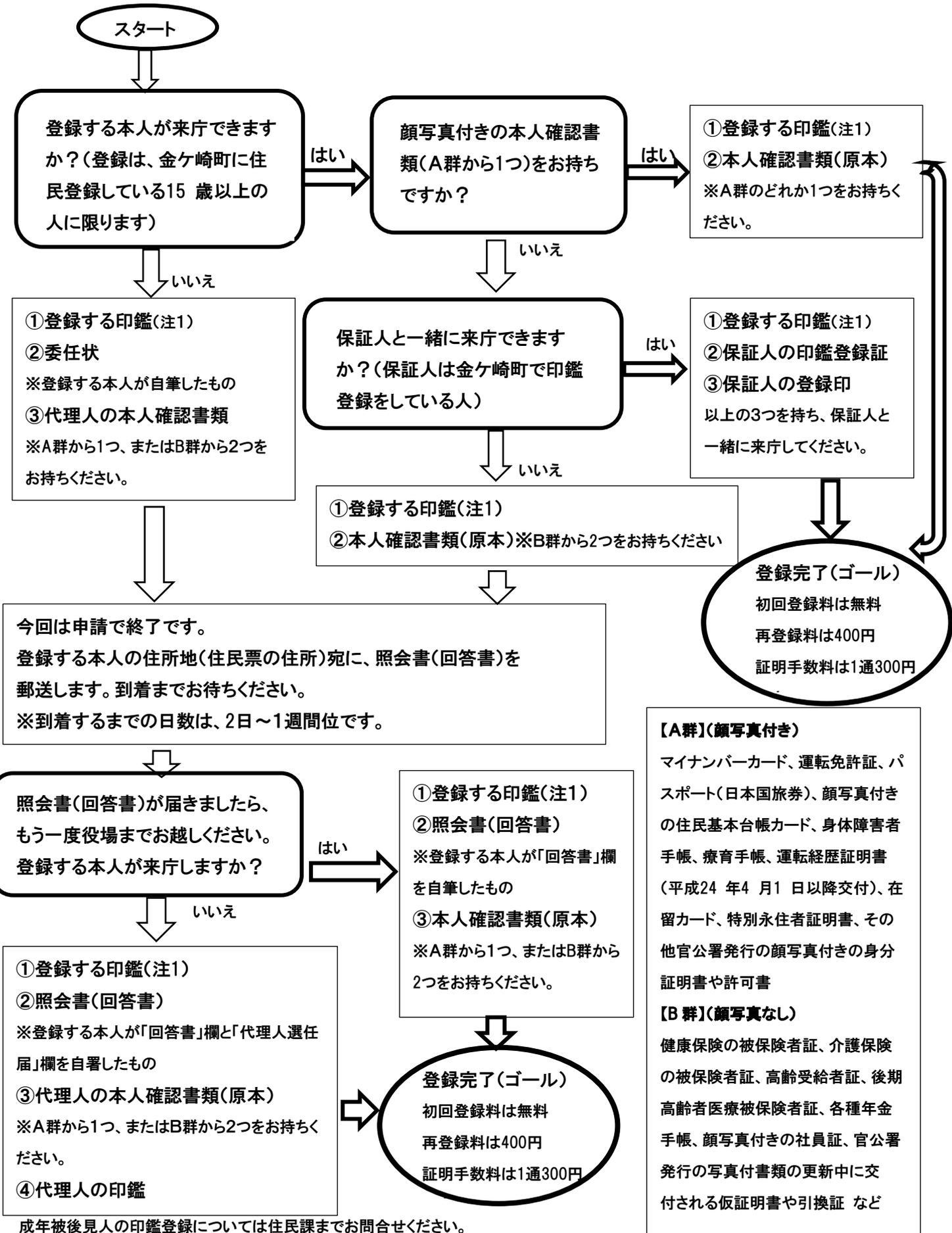


印鑑登録のフローチャート



成年被後見人の印鑑登録については住民課までお問合せください。

- 【A群】(顔写真付き)**
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート(日本国旅券)、顔写真付きの住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付)、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署発行の顔写真付きの身分証明書や許可書
- 【B群】(顔写真なし)**
健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、各種年金手帳、顔写真付きの社員証、官公署発行の写真付書類の更新中に交付される仮証明書や引換証 など

(注1)

このような印鑑は印鑑登録には使用できませんのでご注意ください

- 1 氏名に称号などを組み合わせたもの
- 2 ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
- 3 一片の長さ8mmの正方形に収まるものまたは一片の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- 4 印影を鮮明に表しにくいもの
- 5 毀損または摩滅しているもの
- 6 ふちのないもの、またはふちのかけているもの
- 7 同じ世帯員の登録する印影と同じ印影のもの
- 8 印影が住民票の氏名もしくは氏や名を表していないもの

※住民票に登録されている「ローマ字氏名」「漢字氏名」「通称」「氏名のカタカナ表記」はいずれも印鑑登録することができます。ただし、「ローマ字氏名」「漢字氏名」「通称」「氏名のカタカナ表記」を相互に組み合わせた印影の印鑑登録はできません。